

自転車交通安全学習資料

和歌山県教育委員会教育支援課

○ 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

1 車道が原則、左側を通行

道路交通法上、自転車は自動車やバイクなどと同じで、車両の一種(軽車両)と位置づけられています。

したがって、車道と歩道の区別がある道路では、自転車は車道を通行するのが原則です。

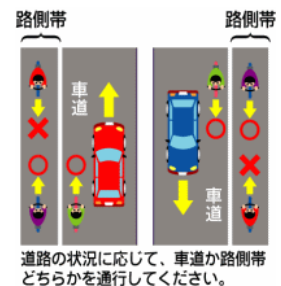
(罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)



【車道の左側を通行】

自転車は、車道の左側の端に寄って通行しなければなりません。

(罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)



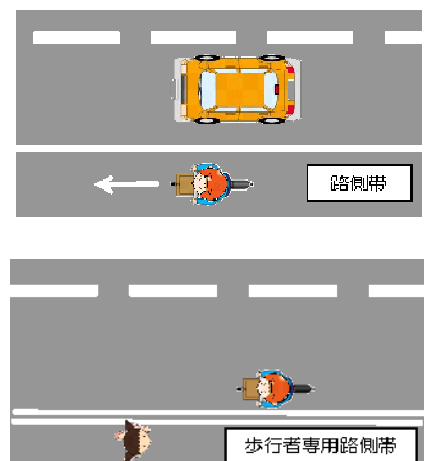
【路側帯を通行できる場合】

自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示(歩行者専用路側帯)のある場合を除き、路側帯を通ることができます。ただし、車道の左側部分に設けられた路側帯を通行してください。

(罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

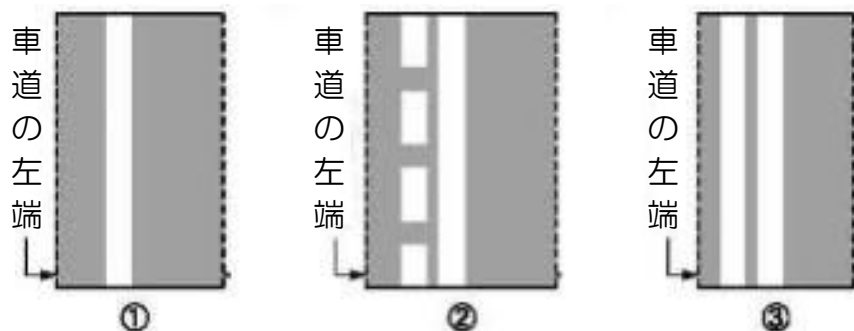
その場合は、歩行者の通行を妨げない速度と方法で進行しなければなりません。

(罰則：2万円以下の罰金又は科料)



【路側帯の種類】

- ◇自転車を通ることのできる路側帯 ①と②（②は駐停車禁止路側帯）
- ◇自転車を通ることのできない路側帯 ③（歩行者専用路側帯）

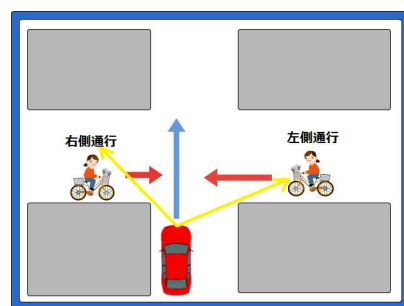


【右側通行は危険！】

自転車が右側通行をすると、車の運転手からは見えにくく、避けることが難しくなります。

車道で事故が起こった時、右側通行の場合には正面衝突になり大変危険です。

自転車がすれ違う時は、どちらかが車側に飛び出してしまう危険です。また、自転車同士の正面衝突の危険性もあります。



運転手の発見が遅れる！

【自転車が歩道を通行することができる場合】

- ◇「自転車歩道通行可」の道路標識または「普通自転車通行指定部分」の道路標示がある歩道を通るとき。

- ◇13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転しているとき。

- ◇道路工事、駐車車両、交通量が多くかつ道幅が狭いなど車道を安全に通行することができないとき。

※「自転車道」があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

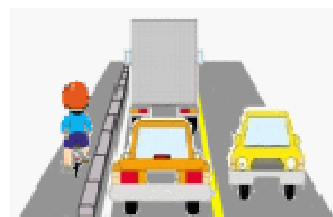
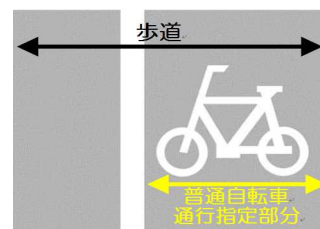
（罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

「自転車道」

自転車道とは、縁石や柵その他これに類する工作物によって区画された車道部分のことをいいます。



自転車歩道通行可



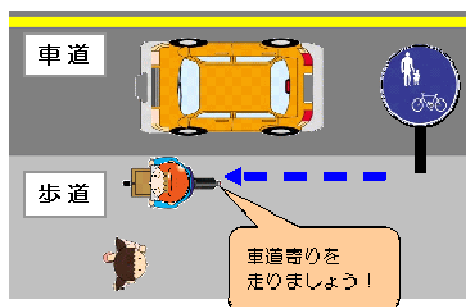
【歩道では歩行者が優先】

自転車歩道通行部分が歩道に接する場合は、車道寄りの部分を徐行※しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

（罰則：2万円以下の罰金又は科料）

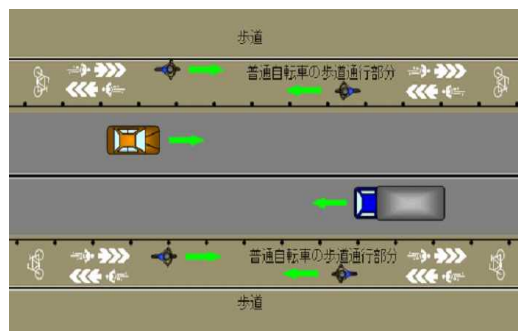
※徐行とは、直ちに停止することができる速度で走行することをいいます。



道路標示で指定されている場合は、指定されている部分を通行すること。

原則として、他の自転車とすれ違う時は、相手を右側に見るようにすれ違いましょう。

その際、歩行者の動向に注意することはもちろん、すれ違う自転車に危険を感じる場合は、自転車を降りて、自転車を押して歩きましょう。



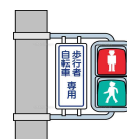
2 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認

【信号機のある交差点の場合】

信号機のある交差点では、車道を通行するときは車両用信号機、歩道を通行する時は歩行用信号機の表示する信号に従わなければなりません。

また、「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、歩道・車道のいずれを通行している場合でもその信号機の表示に従いましょう。

（罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）



【黄信号の場合】

安全に止まれるのに、停止位置をこえて進行すれば信号無視となります。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合はそのまま進むことができます。



【信号機のない交差点の場合】

一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければいけません。

また、交差点に入ろうとする場合で、通行している道路よりも交差する道路の道幅が明らかに広いときは徐行しなければいけません。

（罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

※自転車事故は、信号機のない交差点での出会い頭事故、信号機のある交差点での自動車との右折・左折時の事故が多くなっています。

3 夜間はライトを点灯

【自転車の乗り方】

◇安全運転の義務

ハンドル、ブレーキを確実に操作し、道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければいけません。

(罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

◇警音器の使用

車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはいけません。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではありません。

(罰則：2万円以下の罰金又は科料)

◇夜間は必ずライトを点灯

暗くなり始めたら必ずライトを点けましょう。車等のドライバーに自分の存在を知らせる意味もあります。また、夜間等自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯または反射器材をつけなければなりません。

(罰則：5万円以下の罰金)

◇二人乗り等の禁止

2輪の自転車の乗車人員は1人です。自転車の二人乗りは、16歳以上の運転者が小学校入学前の子供を幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

(罰則：2万円以下の罰金又は科料)

◇並進は禁止

自転車は、道路標識等により並進することができるとされている道路以外では、並進してはなりません。

「並進可」の標識がある道路では、2台に限って並んで走ることができます。

(※和歌山県内には「並進可」の標識はありません。)

(罰則：2万円以下の罰金又は科料)



◇スマートフォン等を使用しながらの運転

スマートフォン等を手で持って画面を注視しながら運転することは違反です。

片手運転でふらつきやすい、注意が散漫になる等、事故に遭う・事故を起こす危険性が高まります。自転車に取り付けても同様です。

(罰則①自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合)

- ・6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

(罰則②自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合)

- ・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◇傘差し運転やヘッドホンを使用しながらの運転

傘を差しながら運転すると、視界を妨げたり安定を失ったりするため危険です。

また、大きな音量でヘッドホン等を使って音楽等を聴き、警音器の音、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等周囲の音が聞こえない状態での運転も違反です。

(罰則：5万円以下の罰金)

◇踏切の一時停止

踏切を通過しようとするときは、踏切の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前）で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはなりません。

踏切の遮断機が閉じようとしている時、もしくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入ってはなりません。

(罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

5 ヘルメットを着用

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者は自転車乗用中にヘルメットをかぶるよう努めなければならないこととなりました。

頭部を守るためにヘルメットを着用するようにしましょう。

(道路交通法第63条の11)

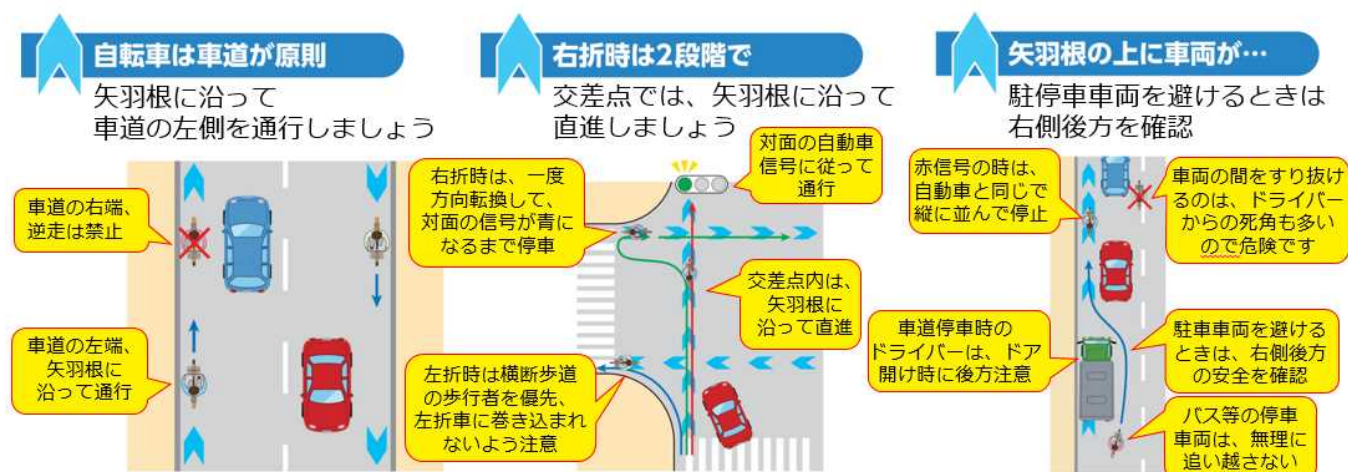
※矢羽根型路面表示について

矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。

自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示です。



矢羽根型路面表示を設置した道路

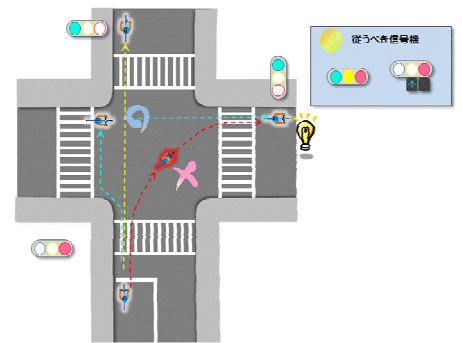


○ 危険行為を繰り返す自転車運転者に講習義務化
(改正道路交通法平成 27 年 6 月 1 日施行)

自転車運転中に信号無視や一時不停止など、危険なルール違反(危険行為)を繰り返し行った(3年以内に2回以上)自転車運転者に、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられました。受講命令に従わない場合は「5万円以下の罰金」に処せられます。

【自転車運転者講習の対象となる危険行為】

- 1 信号無視
※交差点を斜めに右折する方法は禁止されています。自動車用の右折信号が青でも信号無視になります。
- 2 一時停止の指定がある場所で止まらないこと
- 3 道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
- 4 通行区分違反(車道の右側通行など)
※「軽車両を除く」「自転車を除く」といった補助標識がない場合は、自転車も標識に従わなければなりません。



【主な標識】



- 5 警報機の鳴っている踏切へ立ち入ること
- 6 酒気帯び運転等
- 7 ブレーキが利かない自転車で走行すること
- 8 歩道での義務違反(徐行しないなど)
- 9 歩道での歩行者の妨害
- 10 路側帯での歩行者の妨害
- 11 交差点での優先車に対する通行妨害
- 12 交差点での右折時の直進車に対する妨害
- 13 環状交差点で他の車両の通行妨害をすること
- 14 安全運転義務違反
(スマートフォン等を操作しながらの運転や傘差し等の片手運転など、ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為)
- 15 妨害運転(あおり運転)
- 16 携帯電話使用等

○ 自転車加害者となった交通事故の事例

事例1 女子高校生が夜間に、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中前方を歩行中の女性(57歳)と衝突。女性は手足がしびれて歩行が困難になるという重大な障害が残った。

＜横浜地裁 H17.11.25 判決＞ 賠償額 5,000 万円

事例2 男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を横断中、男性(62歳)が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内骨折で 13 日後に死亡した。

＜東京地裁 H17.9.14 判決＞ 賠償額 4,043 万円

事例3 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。

＜東京地裁 H20.6.5 判決＞ 賠償額 9,266 万円

事例4 小学5年生の子供がマウンテンバイクで坂道を時速 20～30km で下り、散歩中の女性(67歳)に正面衝突。女性は頭蓋内骨折で意識不明の状態になった。

＜神戸地裁 H25.7.4 判決＞ 賠償額 9,521 万円

※賠償額とは、判決で加害者が支払いを命じられた金額です。

事例5 大学生が路上をイヤホンで音楽を聴きながら時速約 25 キロで自転車を運転中に、横断歩道を歩いていた女性(77歳)をはね、死亡させた。

＜千葉地裁 H28.2.23 判決＞ 禁錮2年6ヶ月(執行猶予3年)

事例6 大学生が左耳にイヤホンをつけ、右手に飲み物を持ち、左手でスマートフォンを操作しながら電動自転車を運転し、歩行者の女性(77歳)と出会い頭に衝突して死亡させた。

＜横浜地裁川崎支部 H30.8.27 判決＞禁錮2年(執行猶予4年)

★注意★

【ペダル付き原動機付き自転車に関するルールの明確化】

・2024 年 11 月 1 日に施行された、改正道路交通法では、ペダル付き原動機付き自転車(いわゆるモペット)でモーターを使用せずにペダルだけで走行した場合も、原動機付き自転車の運転に該当すると明記されました。また、以前より運転するためには、運転免許が必要であり、歩道通行は禁止されています。